

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

A市に住んでいた時に、B社会保険事務所（当時）から未納期間があるので納付するようというはがきが届いたので、びっくりして保険料を納付したことをはっきり記憶している。

領収書は無いが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録をみると、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、昭和39年4月から40年3月までの期間は任意加入期間であり、本来、特例納付で保険料を納付することができない期間であるにもかかわらず、A市に住んでいた49年12月9日に第2回特例納付により納付されていることが確認できることから、行政側の不適切な事務処理がうかがえる。

また、申立人は、納付額について3万円ぐらいだったと述べており、申立期間の保険料を特例納付した場合の納付額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、「B社会保険事務所から未納期間がある旨のはがきが届き納付した。」と述べているところ、B社会保険事務所では、第2回特例納付の際に特例納付の案内状（はがき）を送付していたことが確認でき、申立人の主張と一致する。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和36年3月16日に払い出されており制度発足当初から任意加入している上、39年4月から61年4月に第3号被保険者になるまでの期間の保険料は、1か月分を除きすべて納付されており、また、54年10月からは

付加保険料も納付されていることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

他の任意加入期間については特例納付を認めながら、申立期間については、任意加入期間であることから、特例納付はできないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 58 年度の国民年金保険料については、領収書を持っているため納付済みであると安心していましたが、ねんきん特別便で昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間が未加入になっていることを知り、昭和 58 年度第 4 期分（昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの分）の領収書を確認したところ領収印が押されていなかった。

当時国民年金保険料はいつも銀行などの金融機関で納付していたが、昭和 58 年度第 4 期分については市役所に行って納付したのを覚えている。自分で納付書を切り取ることはあり得ず、任意加入の脱退手続を行った記憶も無い。間違いなく納付しているはずなので調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後、直ちに国民年金に任意加入していること、及び国民年金加入期間について、保険料をすべて納付期限内に納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が所持している、申立期間に係る国民年金保険料領収書には領収印が押されていないが、様式や記載状況等から当時作成されたものと認められ、申立人が領収書と信じて長年保管していたことを踏まえると、納付されていたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の年金手帳をみると、資格喪失日の記載が、当初昭和 59 年 4 月 3 日となっていたものを、A 市によって同年 1 月 1 日に訂正さ

れているが、訂正された理由及び時期が特定できないことから、当初記載されていた同年4月3日が資格喪失日であったとみても、不合理ではないと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月30日から同年12月1日まで  
私は、A社に平成18年11月30日まで勤務していたが、同年11月の厚生年金保険の加入記録が無いので、加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している就業週報・月報及び支給控除一覧表により、申立人が同社に平成18年11月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年11月の上記支給控除一覧表に記載されている厚生年金保険料控除額から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行していたか否かについては、A社は、「平成18年12月1日を資格喪失日として届出しなければいけなかったが、同年11月30日を資格喪失日として届出している。」として誤った届出を行ったことを認めていることから、当該事業主は、社会保険事務所（当時）に平成18年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月30日から同年12月1日まで  
私は、A社に平成18年11月30日まで勤務していたが、同年11月の厚生年金保険の加入記録が無いので、加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している就業週報・月報及び支給控除一覧表により、申立人が同社に平成18年11月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年11月の上記支給控除一覧表に記載されている厚生年金保険料控除額から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行していたか否かについては、A社は、「平成18年12月1日を資格喪失日として届出しなければいけなかったが、同年11月30日を資格喪失日として届出している。」として誤った届出を行ったことを認めていることから、当該事業主は、社会保険事務所（当時）に平成18年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年4月まで

私は、昭和32年ごろからA事業所に住み込みで勤務していたが、厚生年金保険や共済組合には加入していなかった。

昭和36年3月ごろ、B区役所から国民年金加入のはがきが来たので窓口に行ったところ、担当者から「掛けていた方が得ですよ。」と言われ、よく分からないまま国民年金の加入手続をした。

保険料は、毎月、納付金額と納期限が記載された納入のお知らせのはがきが送られてきていたので、納期限を過ぎないように気に掛けて、給料が支給になったときにはがきを持って区役所に行って現金で納めていたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月ごろにB区役所から国民年金への加入案内のはがきが来たので加入手続を行い、保険料は、毎月、納付金額と納期限が記載されていた納入のお知らせのはがきが送られてきたので、それを持って区役所に行き現金で納めたと主張しているが、同区役所によれば、35年7月に調査員が各世帯に世帯調査票を配り、同調査票を回収して国民年金加入対象者の確認を行ったが、はがきの送付により加入案内を行ったかは不明であるとしている上、当時の納付方法は印紙検認方式であり、はがきにより納入の通知をすることは無かったとしている。

また、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号は記載されていない上、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連



資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から平成2年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年12月から平成2年11月まで  
申立期間直前までA事業所に勤務していたが、昭和59年9月に解雇となった。

B町では、私が解雇されたものとして、私に国民年金保険料を納付するように言ってきたので、父が保険料を納めていた。

その後、当該事業所と和解し、申立期間中のC共済組合の掛金が天引きされた上で、給料と和解金が支払われたので、裁判中の期間は国民年金保険料と重複して支払ったことになる。

申立期間の国民年金保険料の納付の有無について、調査願う。

## 第3 委員会の判断の理由

B町の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間は国民年金には未加入とされている上、社会保険事務所（当時）からの回答によると、昭和46年12月1日から平成2年12月21日までの期間はC共済組合に加入となっているため、保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立期間の保険料の納付に関与していた申立人の父親は既に亡くなっており、申立人やその妻が保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から60年3月まで  
昭和58年8月に離婚をしたが、小さな二人の子供がいたこともあり、健康保険証は絶対に必要なので、保険料は毎月滞りなく納付していた。  
未納であれば督促があると思うが督促を受けたことは無く、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民健康保険と国民年金は一緒のものであると思っていたので、国民健康保険料を納付すれば国民年金保険料も納付されているものだと思っていた。国民健康保険料とは別に国民年金保険料を納付したことは無い。」と述べていることから、国民年金保険料は納付されていなかったことがうかがえる。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）は、昭和60年10月8日に作成されており、同年9月30日に58年8月15日にさかのぼって新規資格取得の入力処理が行われていることが確認できることから、60年9月ごろに加入手続が行われたものと考えられるが、申立人は保険料をさかのぼって納付したことは無いと述べており、過年度納付をした状況はうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から63年1月まで

夫は、60歳になった月から国民年金に任意加入し、65歳まで保険料を納付したはずだが、被保険者記録照会の結果では申立期間の保険料を納付した記録が無い。

私が保管していた家計簿には、昭和59年6月13日に社会保険事務所(当時)を訪問したことが書かれており、これは、私が夫の国民年金の任意加入手続を行うためだったと考えられる。

国民年金保険料は私が夫婦二人分を一緒に納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、当初、申立期間の保険料は夫婦二人分を一緒に納付していたとしていたが、申立人の妻が提出した昭和59年の家計簿には、同年6月26日の欄に「年金 6,620」とあり、これは同年6月時点の国民年金保険料一人分である6,220円に付加保険料400円を合算した金額と一致する。

また、昭和59年5月から61年2月までに支払った国民年金保険料について申立人の妻が家計簿から転記した資料によると、毎月の支払額は、すべて当時の国民年金保険料一人分の金額に付加保険料を合算した金額と一致する。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金の電算記録によれば、申立人が60歳になって資格を喪失した後に国民年金被保険者資格を再取得し

たのは昭和 63 年 2 月 1 日となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、資格喪失後再取得までに任意加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①から⑥、申立期間⑦のうち昭和28年4月13日から同年5月1日までの期間及び同年10月30日から同年12月1日までの期間並びに申立期間⑧について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑦のうち、昭和28年5月1日から同年10月30日までの期間に係る船員保険被保険者記録の訂正は必要ない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月7日から23年6月1日まで  
② 昭和24年1月1日から同年10月1日まで  
③ 昭和24年12月29日から25年5月13日まで  
④ 昭和26年1月21日から同年5月17日まで  
⑤ 昭和26年12月29日から27年6月1日まで  
⑥ 昭和27年12月15日から28年1月6日まで  
⑦ 昭和28年4月13日から同年12月1日まで  
⑧ 昭和29年10月30日から同年11月10日まで

申立期間①から⑥までは、船員手帳に記載のあるとおり、A県B町のC氏所有の「船舶D」に、雇入日から雇止日まで継続して雇用されていたので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑦及び⑧は、船員手帳に記載のあるとおり、E県のF氏所有の「船舶G」に乗船していた。また、社会保険事務所（当時）から、昭和28年5月1日から同年10月30日までの5か月は、H氏所有の「船舶I」での被保険者期間である旨の回答を受けたが、H氏も知らないし、

その船には乗り組んだことが無いので、記録の確認をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについては、申立人が所持する船員手帳に雇入公認印が押されていることから、申立てどおりの船舶所有者の船舶に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、船員保険の適用範囲が一般漁船にまで広げられたのは昭和 22 年 9 月における船員保険法の改正からであり、21 年 6 月から 22 年 8 月までの期間は適用除外の期間であった。

また、船舶所有者名簿によると、船舶所有者である C 氏の船員保険の最初の適用期間として、昭和 23 年 6 月 1 日適用、24 年 2 月 12 日全喪の記録があることが確認できる。

さらに、船員手帳に記載されている船長の被保険者期間は、申立人と同じく昭和 23 年 6 月 1 日から 24 年 1 月 1 日までとなっている。

申立期間②については、上記船舶所有者名簿によると、C 氏は船員保険の二度目の適用期間として、昭和 24 年 9 月 20 日適用の記録がある上、船員保険被保険者名簿でも適用年月日は同日となっていることから、申立期間のうち同年 2 月から同年 8 月までは船員保険適用の船舶所有者ではないことが確認できる。

また、船員手帳に記載されている船長及び申立人が一緒に船番をしていたと主張する同僚等も、申立期間②については被保険者期間となっていないことが確認できる。

申立期間③から⑥までについては、申立人は、「船員手帳に記載されている期間のうち、おおむね 1 月ごろから 4 月ごろまでは出漁はしていないが、船番として雇入れられていたので、船員保険の加入期間であるはずである。」と主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は一致するものではなく、申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっていなかった。

また、当該事業所は昭和 30 年代に廃業し、事業主も既に亡くなっていることから、申立てに係る証言を得ることができない上、申立人と一緒に船番をしていたことを証言できる者がおらず、当時の状況が不明である。

さらに、被保険者期間が申立人と同じ記録になっている者が多数見受けられる。

加えて、船員保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致しており、不自然さはみられない上、同名簿の船員手帳番号は連番で記載されており、申立期間前後の番号に欠番は無い。

申立期間⑦のうち昭和 28 年 5 月 1 日から同年 10 月 30 日までの期間については、オンライン記録では「船舶 J」の船舶所有者である K 氏（事業所記号「L」）での船員保険被保険者期間となっているところ、社会保険事務所では、当該期間は「船舶 I」の船舶所有者である H 氏（事業所記号「M」）での記録であると回答している。

しかしながら、申立人は、当該被保険者期間は、「船舶 G」に乗船していたと述べているところ、申立人が所持する船員手帳には「船舶 G」と記録されていること、及び H 氏の船員保険被保険者名簿に登載されている被保険者のうち、申立人の前後の複数の被保険者が、オンライン記録においては「船舶 G」の船舶所有者である F 氏（事業所記号「N」）での加入記録となっている上、複数の同僚から「船舶 I は知らない。船舶 G に乗船していた。」との証言があること、並びに K 氏の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無いことから判断すると、当該被保険者期間は、F 氏での記録であるとうかがわれるが、当該被保険者期間に変更は無いことから、記録を訂正する必要までは認められない。

一方、申立期間⑦のうち、昭和 28 年 4 月 13 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 10 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人と同様に A 県から乗り組んだとする同僚 3 人も被保険者期間となっていない上、申立期間以前から被保険者の資格を取得している船長の資格喪失日も申立人と同一年月日となっている。

また、E 県の O 組合に照会したところ、「当該事業所は既に廃業しており、資料（乗船名簿等）も台風の被害で散逸した。」旨の回答があり、当時の状況を確認することはできない。

申立期間⑧については、船員保険被保険者名簿によれば、申立人が乗船した「船舶 G」は廃船のため、昭和 29 年 10 月 30 日に船員保険適用の船舶所有者の船舶ではなくなっていることが確認できる。

このほかに、当該期間において申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑥、申立期間⑦のうち昭和 28 年 4 月 13 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 10 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間並びに申立期間⑧に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑦のうち、昭和 28 年 5 月 1 日から同年 10 月 30 日までの期間に係る船員保険被保険者記録の訂正は必要ない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日

私は、平成 18 年 12 月 29 日に賞与として 7 万円を受給したが、会社側が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、この時の年金記録が無い。受給したことは確かなので、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人に係る標準賞与額の記録は確認できないが、A社が保管する給料台帳により、申立期間に申立人に対して 7 万円の賞与が支給されたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る上記給料台帳には、厚生年金保険及び基金掛金等の欄に保険料控除額の記載が無い上、事業主及び経理担当者も賞与から保険料を控除していなかったと証言していることから、事業主は、申立人に対して支給した賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚二人についても、申立人と同様に申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日

私は、平成 18 年 12 月 29 日に賞与として 7 万円を受給したが、会社側が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、この時の年金記録が無い。受給したことは確かなので、記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人に係る標準賞与額の記録は確認できないが、A社が保管する給料台帳により、申立期間に申立人に対して 7 万円の賞与が支給されたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る上記給料台帳には、厚生年金保険及び基金掛金等の欄に保険料控除額の記載が無い上、事業主及び経理担当者も賞与から保険料を控除していなかったと証言していることから、事業主は、申立人に対して支給した賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚二人についても、申立人と同様に申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日

私は、平成 18 年 12 月 29 日に賞与として 7 万円を受給したが、会社側が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、この時の年金記録が無い。受給したことは確かなので、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人に係る標準賞与額の記録は確認できないが、A社が保管する給料台帳により、申立期間に申立人に対して 7 万円の賞与が支給されたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る上記給料台帳には、厚生年金保険及び基金掛金等の欄に保険料控除額の記載が無い上、事業主及び経理担当者も賞与から保険料を控除していなかったと証言していることから、事業主は、申立人に対して支給した賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚二人についても、申立人と同様に申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月から 51 年 4 月まで

私は、申立期間当時、A地区にあった店舗Bに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、店舗「B」を経営していた事業所の名称、事業主の氏名を覚えておらず、当時の同僚の氏名についても姓のみしか分からないとしていることから、C保健所に照会したところ、申立人が主張する場所にあった事業所は、店舗「D」という名称であるとの回答を得た。

しかし、当該事業所は、申立期間当時個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、店舗「D」は申立期間後に法人化されているところ、この法人は、申立期間当時当該事業所の従業員は社会保険には加入していなかったとしている上、当該事業所に係る昭和 50 年以降の賃金台帳を保管しているが、同年及び 51 年の賃金台帳に申立人の氏名は見当たらないと回答している。

さらに、当該事業主は申立期間において、別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっているところ、その事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が主張する店舗「B」及び類似の名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立期間当時、E県内に所在し、かつ店舗「B」の名称の一部である「F」又は「G」から始まる名称の適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、被保険者原票及びオンライン記録に、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月21日から同年6月1日まで  
私の年金記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間は未加入期間であるとの回答を得た。

しかし、昭和52年1月21日にA社を退職した後に、郵送された納付書で厚生年金保険料を間違いなく納付していたので、回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所を退職後に厚生年金保険料を継続して納付するためには、厚生年金保険第四種被保険者資格を取得する必要があるところ、オンライン記録では、申立人が同資格を取得した事実を確認することができない。

また、第四種被保険者制度は、厚生年金保険の被保険者期間が10年以上有る者が資格を取得できるものであったが、申立人が、昭和52年1月21日にA社における被保険者資格を喪失した時点では、申立人の被保険者期間は103か月であったことから、第四種被保険者資格を取得することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間について、第四種被保険者保険料を納付していた事実を確認できる関連資料は無く、申立人から聴取しても、資格取得手続を行った記憶は無いとしている上、納付したとする金額も、申立期間の第四種被保険者保険料を納付した場合の金額と異なっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。